知財法務の勘所Q&A (第50回)

中国専利法第4次改正のポイントの解説及び 日系企業の対応について

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 清水 亘 中国弁護士 李 芸

Q1

中国専利法のこれまでの改正の経緯を教えてください。

A1

中国専利法 1 が最初に制定されたのは1984年です。これまで4回の改正が行われており、改正時期及び主な改正の目的は、表1のとおりです。

改正時期	主な改正の目的
1992年改正(第1次改正)	1992年に締結された米中知的財産権保護に関する覚書を履行す
(同年9月4日施行)	るために、専利権の保護範囲の拡大、権利存続期間の延長等の
	改正が行われました。
2000年改正(第2次改正)	世界貿易機関(WTO)に加盟するために、「知的所有権貿易関
(2001年7月1日施行)	連の側面に関する協定」(TRIPS協定)のルールに適合させた
	改正が行われました。
2008年改正(第3次改正)	知的財産権の創出、利用、保護、管理能力の向上等を規定した
(2009年10月1日施行)	「国家知的財産権戦略綱要」 ² に合わせた改正が行われました。
2020年改正(第4次改正)	「知的財産権大国」から「知的財産権強国」に転換するために、
(2021年6月1日施行)	専利の質の向上、権利保護のさらなる強化、専利の実施と利用
	の促進等に関する改正が行われました。

表1-専利法の改正時期及び主な改正の目的

2012年に開始された専利法第4次改正は8年をかけて行われました。以下は、専利法第4次改正の主な経緯です。

- ▶ 国家知的財産権局は、国務院の2012年立法事業計画に基づき、専利法第4次改正の準備作業 を開始しました。
- ▶ 2012年8月、国家知的財産権局は「専利法改正草案(意見募集稿)」を公布し、パブリック コメントを行いました。

¹ 中国にいう専利には発明、実用新案及び意匠が含まれており、専利法の適用対象は、発明、実用新 案及び意匠に及びます。

^{2 2008}年、中国国務院が公布した中国の知財戦略に関する綱領的な政策文書であり、重要な国家戦略と位置付けられています。

- ▶ 2013年1月、国家知的財産権は国務院に対し「専利法改正草案(送審稿)」(以下、「草案1」といいます。)を提出しました。その後、国務院は、草案1について、パブリックコメントを行いました。
- ➤ 2014年、全国人民代表大会常務委員会は、専利法の法執行の状況を確認し、草案1に対し具体的な意見を提出しました。国家知的財産権局は、当該意見を踏まえて、専利法の全面的な改正を開始しました。
- ▶ 2015年、国家知的財産権局は、再度「専利法改正草案(意見募集稿)」を公布し、国務院に「専利法改正草案(送審稿)」(以下、「草案2」といいます。)を提出しました。
- ▶ 2018年~2020年、草案 2 は、全国人民代表大会常務委員会で 3 回の審議を経た後、2020年10 月に可決されました。

O2

専利法第4次改正の主な改正内容を教えてください。

A2 専利法第4次改正(以下、「新法」といいます。改正前の専利法を「旧法」といいます。) の改正内容は多岐にわたります。専利権の保護強化を目的とした、懲罰的損害賠償制度の新設、法定賠償額の引き上げ、文書提出命令などがその中心です。

本稿では、新法に合わせて、昨年11月に公布された専利法実施細則の改正草案(以下、「実施細則改正草案」といいます。)及び最近公布された関連法規等を交えて、新法の改正ポイントを取り上げます。

1. 専利権の保護強化に関する改正

(1) 徽罰的損害賠償制度を新設(71条1項)

専利権侵害による賠償額は、権利者が権利侵害されたことによって蒙った実際の損害又は権利侵害者が侵害行為によって得られた利益に基づいて算定される。権利者の損害又は権利侵害者の得られた利益の算定が困難な場合には、当該専利権の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。故意に専利権を侵害し、情状が重大である場合には、上述の方法に基づいて算定した額の1倍以上5倍以下で賠償額を算定することができる。

新法は、故意かつ重大な専利権侵害行為に対し、最高 5 倍の懲罰的賠償制度を新設しました。「知的財産権民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する最高人民法院の解釈」3には、懲罰的賠償を適用する要件として、故意及び情状が重大であることを規定されています。同司法解釈 3 条 2 項には、被告による専利権の侵害が故意によるものであると初期的に認定する事由として、①被告が通知、警告を受けたにもかかわらず、権利侵害行為を継続した場合、②被告若しくはその法定代表者が原告又は利害関係者の法定代表者、管理者、実際の支配者と同一である場合、③被告が原告又は利害関係者と特定の関係(例えば、労働、代理、代表、取引等)を有し、かつ侵害を受けた専利権に接触したことがある場合、が挙げられています。また、同司法解釈 4 条 2 項には、情状が重大であると認定する事由として、①同一又は類似の侵害行為が繰り返された場合、②権利侵害を業とする場合、③侵害行為に関する証拠の偽造、毀損又は隠蔽をした場合、④仮処分決定を履行しない場合、⑤権利侵害によって得られた利益又は権利者に生じた損害

³ 法釈[2021] 4号。2021年3月2日に公布、同年3月3日から施行

が著しい場合、⑥侵害行為が国の安全、公共的利益又は人身の健康に危害を与えるおそれがある場合、が列挙されています。なお、専利法よりも早く懲罰的賠償制度を導入した商標法、不正競争防止法については、既に懲罰的賠償を適用した商標権侵害、営業秘密侵害に関する事例があります⁴。

(2) 法定賠償額の引上げ(71条2項)

権利者の損害、権利侵害者の得られた利益及び専利の実施許諾料を算定することがいずれも 困難な場合には、人民法院は、専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づ き、3万元以上500万元以下の賠償を確定することができる。

法定賠償とは、専利権侵害による損害額の立証ができない場合において、裁判所が裁量により決定する賠償額をいいます。新法によって、法定賠償額の範囲は、旧法に規定されていた1万元~100万元(16万円~1600万円相当)から、3万元~500万元へと引き上げられました。多くの専利権侵害訴訟では、損害額の立証が難しく、実際の賠償額は法定賠償に基づいて決められていますので、法定賠償額の引上げは、実務上、大きな意義を有します。なお、法定賠償には懲罰的賠償制度が適用されません。

(3) 文書提出命令(71条4項)

人民法院は、賠償額を確定するために権利者がすでに立証に力を尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害者に把握されている状況下では、権利侵害行為に係る帳簿、資料の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者は、それを提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合には、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができる。

損害額に対する原告側の立証のハードルを下げるために、2016年に公表された「専利権紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈(二)」⁵は、既に文書提出命令の制度を設けていましたが、原告側の立証が困難であるという状況は、依然として深刻です。今回、専利法にも本規定が置かれましたが、その実効性を高めるためには、「権利者が既に立証に力を尽くした」ことに関する基準の明確化、被告側が文書提出命令に応じなかった場合のペナルティの強化が必要であると思われます。

(4) 訴訟時効の延長 (74条)

2017年に施行された民法総則 6 に合わせて、専利権侵害訴訟の時効は 2年から 3年へと変更されました。時効の起算日は、権利侵害行為及び侵害者を知った又は知るべきであった日とされています。なお、差止請求に時効は適用されません 7 。

Vol. 19 No. 227

⁴ http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-290651.html

^{5 2021}年1月1日から施行された民法典に合わせて形式的な改正が行われました(法釈[2020]19号。 2020年12月29日に公布、2021年1月1日から施行)。

⁶ 民法総則は、民法典の施行に伴い廃止となりました。

^{7 「}専利紛争事件の審理における法律適用に関する最高人民法院の規定」(2020改正)(法釈 [2020] 19号。2020年12月29日に公布、2021年1月1日から施行)17条

2. 意匠に関する改正

(1) 部分意匠制度の導入(2条4項)

意匠とは、製品の全体又は部分的な形状、図案又はそれらの結合及び色彩と形状、図案の結合に対し行われ、優れた外観を備え、かつ、工業への応用に適した新たなデザインをいう。

新法の改正議論の過程においては、部分意匠の導入の必要性に関する議論が繰り返されていました⁸。最終的に、産業界等からの高いニーズを踏まえて、部分意匠制度を導入するに至りました。実施細則改正草案には、意匠登録を受けようとする部分の特定方法については、破線と実線の組合せ又はその他の方法で保護を請求する内容を明らかにするものとすると規定されています(27条 2 項)。なお、部分意匠の出願は今年 6 月 1 日から受理されるようになりましたが、その審査は実施細則改正草案の施行後に開始されることになります⁹。今後、部分意匠に関する特定方法や審査基準は、実施細則改正草案、専利審査指南等の改正の動向に注目していく必要があります。

(2) 権利存続期間の延長(42条1項)及び国内優先権の新設(29条2項)

新法では、意匠権の権利存続期間が、出願日から15年へと延長されました(旧法では出願日から10年)。これは、中国が加盟の準備を進めている「意匠の国際出願に関するハーグ協定」の規定に適合するための改正です。

また、新法は、意匠出願の国内優先権制度を導入しました。旧法は、意匠出願についてパリ条約による優先権の主張を認めていたのに対して、国内優先権の主張を認めていなかったため、外国出願人と内国出願人との間の不平等を生じていました。これを解消するために、新法では、中国で最初に意匠を出願した日から6ヶ月以内であれば、後の意匠出願について国内優先権の主張ができると規定されています。

3. パテントリンケージ制度の新設(76条)

薬品市販承認審査において、薬品市販許可申請者と関連専利権者又は利害関係者が登録出願した薬品に係る専利権について紛争が生じた場合、関連当事者は、人民法院に提訴し、登録出願された薬品の関連技術方案が他人の薬品専利権の保護範囲に含まれているか否かについて判決を下すよう請求することができる。国務院薬品監督管理部門は、所定の期限内に、人民法院の確定判決に基づいて関連薬品の市販許可を一時中止するか否かを決定することができる。

薬品市販許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。

国務院薬品監督管理部門は、国務院専利行政部門と共同して、薬品市販承認と薬品市販許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な連携方法を制定し、国務院に報告して承認を得てから施行する。

^{8 2019}年に公布された専利法改正の第一回審議案では、2015年に公布された草案に規定されていた部分意匠に関する規定が削除されましたが、2020年に公布された専利法改正の第二回審議案では、部分意匠に関する規定が復活しました。

^{9 「}改正後の専利法の施行に関連する審査業務処理暫定弁法」(国家知的財産権局公告第423号。2021年5月24日に公布、同年6月1日から施行) 1条

パテントリンケージは、後発医薬品の市販承認と先発医薬品に係る専利を連携させるものです。すなわち、薬事当局が後発医薬品の市販承認申請の段階において、後発医薬品が先発医薬品に係る専利を侵害しているか否かを確認することによって、市販承認前に専利紛争の解決を図る仕組みです。これは、2020年1月に締結された米中経済貿易協定に対応するために導入された制度です。

本規定によりますと、後発医薬品が先発医薬品に係る専利の請求範囲に属すると疑われた場合の属否判断について、①裁判所への提訴、又は②国家知的財産権局への申立という二通りの解決方法があります。①に関する手続、提出資料等については、「薬品市販審査承認に係る専利民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定」10で規定されています。②に関する手続、提出資料等は、国家薬品監督管理局と国家知的財産権局が共同で公布した細則11で規定されています。これらの法令によりますと、属否判断の対象となる先発医薬品に係る専利は中国市販薬品専利情報登記プラットフォーム(中国語表記:中国上市药品专利信息登记平台)12で登録された専利である必要があります。また、属否判断の訴訟又は申立を提起された場合には、国家薬品監督管理局は、後発医薬品の登録申請について、1回に限り、9ヶ月の待機期間13を設定する必要があるとさています。待機期間中に、訴訟又は申立の結果が出た場合には、薬事承認は当該結果を踏まえて行われることになります。一方、待機期間を経過しても訴訟又は申立の結果が出なかった場合には、薬事承認は本来の手続に基づいて再開されることとなります。

4. 権利存続期間の補償(42条2項、3項)

発明専利の出願日から起算して満4年、かつ実体審査請求日から起算して満3年後に発明専利が付与された場合、国務院専利行政部門が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける不合理的な遅延について専利権の期間の補償を与える。但し、出願人に起因する不合理的な遅延は除外する。

新薬市販承認審査にかかった時間を補償するために、中国で市販許可を得られた新薬に関連する発明専利について、国務院専利行政部門は専利権者の請求に応じて専利権の期間の補償を与える。補償の期間は5年を超えず、新薬市販承認後の専利権の合計期間は14年を超えないものとする。

本規定も前述の米中経済貿易協定に対応するために導入された制度です。本規定によりますと、出願日から4年、かつ実体実審査請求日から3年経過後に付与された専利(発明)について、不合理な審査手続の遅延に対して、権利者は権利期間の補償を請求することができます。なお、権利期間の補償の対象となる専利は、新法の施行日(2021年6月1日)以降に授権公告を受けた専利であり、授権公告を受けた日から3ヶ月以内に請求する必要があるとされています¹⁴。ま

_

¹⁰ 法釈[2021]13号。2021年7月4に公布、同年7月5日から施行

¹¹ 国家薬品監督管理局・国家知的財産権局による「薬品専利紛争早期解決仕組みの実施弁法(試行)」の配布に関する公告(国家薬品監督管理局・国家知的財産権局公告2021年第89号。2021年7月4日公布、同日から施行)、「薬品専利紛争早期解決仕組みにおける行政裁決に関する弁法」の公布に関する公告(国家知的財産権局公告第435号。2021年7月5日に公布、同日から施行)

¹² https://zldj.cde.org.cn/home

¹³ 待機期間中、後発医薬品に関する技術的審査は継続されます。

¹⁴ 前掲注9の規定5条

た、新薬の市販承認にかかる時間を補償するために、権利者の請求によって、5年を上限とする 新薬に係る専利の存続期間を延長することができます。但し、新薬市販承認後から専利権の権利 期間満了までの期間は14年を超えることはできません。

5. その他の改正ポイント

(1) 信義則に反する専利出願・専利権の行使、専利権濫用の禁止の明記 (20条)

多発している不正な目的での専利出願又は専利権の行使を抑制するために、新法では、信義則に反する専利出願、専利権の行使を禁止するとの原則が設けられました。実施細則改正草案によりますと、専利出願、専利権の行使にあたって、捏造、偽造、剽窃、寄せ集め等の不正行為が信義則に反するとされています¹⁵。また、本規定では、専利権を濫用して競争を排除又は制限し、独占的行為に該当する場合は、独占禁止法に従い対処すると規定されています。近年、中国では、知的財産権分野における独占禁止法の諸問題に関心が高まっており、知的財産権の行使に関する独占禁止法のガイドライン¹⁶も整備されましたので、専利権の行使にあたって、これらのガイドラインを念頭に置く必要があります。

(2) 新規性喪失の例外事由の拡充(24条)

新法は、旧法に規定されている3つの新規性喪失の例外事由¹⁷に加えて、「国が緊急事態又は非常事態の状況下にあり、公共の利益のために初めて公開された場合」との事由を追加しました。これによって、新型コロナウィルス感染症拡大のような非常事態時において、公共の利益のために初めて公開された発明は、新規性を失わないことになると思われます。

(3) 開放許諾制度(50条~52条)

新法は、専利権の活用を促進するために、開放許諾制度(ライセンス・オブ・ライト)を導入しました。具体的には、権利者は、その保有する専利の実施を許諾する場合、開放許諾声明を国家知的財産権局に提出する必要があります。実施許諾を受けようとする者は、書面によって権利者に通知し、公告されたライセンス料の支払方法、ライセンス料の基準に基づいて、ライセンス料を支払えば、開放許諾の対象となった専利を実施することが可能です。また、権利者は開放許諾声明を取り下げることも可能ですが、当該取下げは、取下げる前に行われた実施許諾に影響を及ぼさないとされています。

日系企業は、新法を踏まえてどのように対応すればよいでしょうか。

A3 懲罰的賠償制度、法定賠償額の引上げ等の知的財産権の保護の強化に関する改正が行われた新法は、権利行使側になることが多い外国企業にとって朗報であると考えま

¹⁵ 実施細則改正草案43条の1

^{16 「}知的財産権を濫用して競争を排除又は制限する行為の禁止に関する規定」(2020年改正。国家市場監督管理総局令第31号、2020年10月23日に公布、同日から施行)、「知的財産権分野に関する独占禁止ガイドライン」(2019年1月4日に公布、同日から施行)

¹⁷ ①中国政府が主催又は承認した国際展示会において初めて出展した場合、②指定された学術会議又は技術会議において初めて発表した場合、及び③第三者が出願人の同意を得ずにその内容をもらした場合

す。今後、商標権侵害事件、営業秘密侵害事件と同様に、専利権侵害事件についても、高額な賠償額が判示される事例が期待されます。一方で、中国の権利者の急増によって、外国企業が訴えられるリスクも高くなります。そのため、専利権の実施にあたっては、パテントクリアランスを行うことがより一層重要になると思われます。また、訴訟に備えるために現地代理人の検討もしておくことが望ましいと考えます。

中国では、これまで、部分意匠制度がなかったため、多発する部分的模倣に対する有効な手立てがありませんでした。新法で導入された部分意匠制度は、このような模倣品の防止に役に立ちます。今後、日系企業は日本で確立した部分意匠の実務を参考にして、中国の部分意匠制度を活用した模倣品対策に取り込むことが重要であると思われます。

また、日本の医薬品企業にとって、パテントリンケージ制度、新薬に係る専利権の存続期間延 長の請求に関する運用の動向をウォッチする必要があり、これらの制度に対応するための体制づ くりやリソースの確保も重要と考えます。

以上